

第7日（3月13日 14時48分開議）

●平成18年度市政執行方針並びに議案第1号から第40号まで及び第42号から第48号まで  
\*質疑（答弁）

斉藤守議員（企画部長・道路部長・経済部長・市長公室長、企画部長）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 今回質問をするに当たりまして、先週、女房に、このところ、ずっと毎議会、坪井地区の問題を取り上げていることを話しまして、余り地域の問題に偏ると、大所高所ではなく小所低所だと言われかねないんだよ、そんなことを言いましたら、女房から、「坪井の新しい開発は新しく7,200人の人が船橋市民になるわけで、決して坪井だけの問題ではなく、船橋市全体の問題だよ」と言っていただきました。（笑声）それに、「区画整理をしているこの時期に必要な問題を整備しなければ、後ではできないし、するにしても何倍も労力やお金がかかるんじゃないの」と言われ、再度、勇気を持ち、意を強くして、今回も坪井の問題に触れさせていただくことといたします。

それから、男女共同参画につきましては、第2問目で行わせていただきます。

まず、北習志野駅とその周辺の問題ですが、先番議員も質問しております関係から、重ならないように1点だけお聞きいたしたいと思います。

平成16年2定におきまして、北習志野駅のバリアフリー化の問題について一般質問でお聞きしましたところ、そのとき、市長からのご答弁で、鉄道業者からの駅舎改修のスケジュールの概要が明らかになったのでということで、「今年度——平成16年ですが——から17年の2カ年で駅舎を含む駅施設並びに隣接の自社所有地を含め基本設計並びに詳細設計を行い、遅くとも18年度中に工事着工し、平成20年度に竣工させたいということです」とのご答弁をいただきました。

そこで、今度の18年度予算の中に、公共交通施設整備費に北習志野駅のエレベーター等の設置費の一部補助という形でのってくるものと思っておりましたら、見当たりませんでした。これはどういうわけなのかなというふうなことでお聞きしたいと思っております。周辺の方たち、いつできるのだろうかということで大変期待しておりますので、計画が変更になったのか、あるいは、いつ利用ができるのか、ご答弁いただければと思います。

次に、道路・交通問題です。

坪井地区の区画整理事業も大分進んでまいりました。最初の方が住んでから1年ちょっと

で、既に200世帯以上の方が住んでいるようです。都市機構の工事は、当初は今年のうちに終わって、事業もこの3月末で終わる予定でしたが、大分遅れておりまして、18年の、ことしの5月ごろに工事が終わり、18年度中には事業が終わるといふうに聞いております。

小学校に通う子供も80人以上いるようです。子供たちの安全の問題、信号機の要望、夜間の防犯灯や街路灯の問題、ごみステーションの問題など、さまざまな問題を抱えて、新しくできた自治会も大変ご苦労しているようです。行政もできたばかりの自治会に協力してあげてほしいというふうに要望しておきます。

また、とまっている車のナンバープレートを見ていると、全国各地から移り住んできているようで、新しい船橋市民になられた方がほとんどなのだなというふうに感じます。

道路の工事等が遅れたことが一番大きな要因だとは思いますが、まだお店もなく、住民の方は八千代市の方まで買い物に行ったりとご苦労しているようです。ぜひ早くに、船橋市に住んでよかったと認めていただけるような市の協力体制をお願いしたいと思えます。

そこで、質問は、平成16年、17年の2カ年の事業として予算計上した都市計画道路3・4・20号線のこの区画整理地への接続の問題です。東図書館の前を通り、日大一高と日本大学のところを通って区画整理地内の3・3・38号線と接続する道路です。

現状は、八千代・鎌ヶ谷線の船橋と八千代の境にできた入り口あたりから入って、駅まで来たら、また同じところを外に出るといふうな形になっているわけです。袋路のようなものです。住民や近隣の人たちは、いつ外の道路とつながるのが待ちわびている次第です。進捗状況と今後の見通しについてお聞かせください。

また、昨年12月議会で、この道路の横断歩道橋設置の予算を増額補正した経緯がありますが、その後、どうなっているのでしょうか。

それから、現在、坪井小・中学校の通り、市道00-130号線の小学校前と日産化学のところが大きなクランク状の曲がりを通る直線にする工事をしていただいております。地域の方々からは、この広くなったところへ区画整理地内から出てきた車が、東警察の市道00-131号線と変則十字路で接続するところまで渋滞するし、危険でもあるといふので、改良してほしいという要望が市に対して何度も何度も出されていると思えます。この道路については、どのようになっているのでしょうか。また、今後の方向性も含めてお尋ねいたします。

また、先ほども申し上げました八千代・鎌ヶ谷線ですが、以前は津田沼行きバス路線がありました。廃止になって大分たちます。この地域の方も高齢化が進み、病院に行くにも大変不便であるとの声も聞きます。新しくできた船橋日大前東口のロータリーには、バスベイも整備されているわけですが、先ほどの都市計画道3・4・20号線が開通した後のバス路線についてはどのようにお考えでしょうか。民間バス路線、または交通不便地区対策の面からも、お考えをお聞かせください。

それから、ナシの剪定枝についてですが、この問題については12月議会においてもお聞きしており、何度もしつこく、性格なんでしょうけれども申しわけないなというふうに思っております。

2点だけ確認させてください。

12月の答弁では、堆肥センターの建設を検討しており、その方針と合わせて暫定処理についても検討していくとのことでした。そこで、堆肥センターについてはどのような方針になったか、お聞かせください。また、暫定処理についてはどのようなになったのでしょうか。

実は、小野田地区の方の中に、自分で炭を焼いている人もいますし、また、ある方はわざわざ畑をつくるために炭を買っているという人もいます。 「畑を貸すから、生きがい事業団あたりで炭を焼いてくれば、お金を出して買うよ」などと言っている農家の方もおられますし、いろいろな方法を果樹組合等ともご相談いただきたいなというふうに思っております。

次に、防災無線です。

防災無線については、今年度予算で坪井地区に新規設置の予算を計上されていること、これについては大変感謝申し上げます。

1月20・21日、金曜・土曜日でしたけれども、船橋においても何年ぶりかと思うほどの大雪が降りました。土曜日の朝、車で出かけようと我が家の前を雪かきをして仕事に出かけたのですが、そのときでも20～30センチの雪が積もっておりました。また翌日、日曜日の昼ごろ出かけようとしたときも、既に雪かきをした後にも、また20～30センチ雪が積もっておりました。

話は、この日曜日のことなんですけれども、昼ごろ、船橋の市街地の中心部付近で、ある町会の集まりがありまして、家からそこに向かう途中、ごみステーションに出されたごみの上に雪が山のように積もっておりました。そういったところが何か所がありまして、そして、その会合でその話をしたところ、その町会では、金曜日に「雪のため土曜日はごみ収集は行わない」という防災無線での放送があったので、町会内の連絡網でごみは出さないようにと連絡し合ったということでした。

そこで、質問なんですけれども、防災無線は市内全域を網羅しているわけではなく、むらがあるように感じるんですけれども、現状はどのようなになっているのでしょうか。ちなみに、鈴身町では、防災無線の「ぼ」の字も聞こえないんだというふうなことをお聞きしております。

また、防災無線で流す情報は、どのような情報を、どのようなルートで流しているのでしょうか。今議会に国民保護法関連の条例が上程されているわけですが、国民保護法の関連からのご答弁ください。

また、全市民に必ず聞いてもらいたい情報がある場合、先ほど申し上げた町会のように、町内会等を使った連絡網のような対応は、市全体としては何か取り組みを行っているのでしょうか。この3点についてお聞かせください。

以上、第1問といたします。

[企画部長登壇]

●企画部長（三橋勝吾） 所管についてお答え申し上げます。

初めに、北習志野駅とその周辺問題について、新京成電鉄北習志野駅のバリアフリー化に関し、ご答弁申し上げます。

当駅の改修計画につきましては、新京成電鉄側より、平成16年に改修計画の概要について報告があり、それを受けて、16年第2回定例市議会において市長が答弁申し上げたところでございます。

改修内容につきましては、先番議員のご質問にもお答えいたしましたが、駅舎の増床を図り、エレベーターやエスカレーター並びに多機能トイレ等が設置され、船橋市移動円滑化基本構想における重点整備地区の拠点駅にふさわしいバリアフリー化対応の駅舎として生まれ変わることとなります。

しかしながら、当駅の改修に当たっては、重点整備地区の拠点駅であることから、駅舎だけではなく、周辺道路等の周辺施設の整備を含めた改修が必要となり、現在、道路部等の関係機関との調整を行っているところでありますが、新京成電鉄側からは、駅舎については平成19年度に工事着手し、年度内の事業完了を目標に計画を進めてまいりたいとの意向を伺っております。

市といたしましても、当駅が重点整備地区内の拠点駅であることから、平成19年度以降に取り組むべき鉄道施設等のバリアフリー化事業における優先事業として考えているところでございます。

続きまして、道路・交通問題のうち、都市計画道路3・4・20号線が開通した後の民間バス路線に関するご質問にお答え申し上げます。

当地域周辺に路線バスを運行している習志野新京成バスに計画を伺いましたところ、都市計画道路3・4・20号線が坪井特定土地区画整理地の道路に接続した場合には、新規路線として船橋日大前駅東口から北習志野駅や津田沼駅間を起終点とするバス路線を検討しているとのことでございます。

市といたしましては、この路線とは別に、古和釜十字路——船橋日大前駅東口——北習志野駅という路線を検討していただくようバス事業者に働きかけておりますが、現時点では需要が見込めないことから、新規路線の設定計画はないとのことでございます。

しかしながら、当区画整理事業の施工面積が65.4ヘクタール、計画人口も7,200人と大規

模な開発でありますので、区画整理地内の入居状況等の推移を見ながら、引き続きバス事業者と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、当地域の交通不便地域支援事業に関してでございますが、まず自動車学校・教習所の送迎バスを利用した事業につきましては、事業所の中に、教習生の新規獲得のため、ご質問の中にごさいました都市計画道路の開通や今後の当区画整理事業地への入居の状況を見ながら、船橋日大前東口を經由する運行コースの設定を計画されているところでございますので、そうしたコースの開設・変更の際には、当地域周辺にお住まいの高齢者の方々にも送迎バスへの相乗りがご利用いただけるよう、乗降場の設定等の協力をお願いしてまいりたいと考えております。

一方、老人福祉センター送迎バスを活用した事業についてでございますが、この事業は、老人福祉センターの本来業務に支障を来さないという制限のもとに運行している関係から、現在の条件下では当地区まで運行する時間的な余裕がないこと、新規路線の開設に当たっては現行路線の改廃等を伴うことなどから、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

[道路部長登壇]

●道路部長（鈴木政男） 道路・交通問題（坪井特定土地区画整理地周辺）についてご答弁申し上げます。

まず、都市計画道路3・4・20号線の整備の進捗状況及び今後の見通しはどうかということでございますが、現在、坪井特定土地区画整理事業区域と規制市街地とを結ぶアクセス道路として事業中でございます都市計画道路3・4・20号線、約486メートルについては、区画整理事業の完成とあわせ供用を開始すべく、用地買収に努力してまいってきたところでございますが、地権者2法人のうち、1法人につきまして去る1月末に契約を締結いたしました。残る1法人とは、この計画道路が学校の敷地を分断することから、その対応方法等についての協議が難航し、用地買収が遅れておりましたが、現在、売買契約の内諾を得て、契約締結に向けて事務処理中でございますことから、今週中には契約ができる見込みでございます。

したがって、当初予定していた平成17年度末の供用開始につきましては困難ではありますが、今後、工事を都市再生機構に委託いたしまして、平成18年度末までには供用開始するよう、お願いしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、昨年の12月定例議会でご承認いただきました横断歩道橋の設置につきましてでございますけれども、これは、当該都市計画道路が日本大学と日本大学習志野高校を分断する掘り割り構造となることにより、大学と高校間が自由に往来できなくなることから、その横

断機能を確保するためにエレベーターを含む補償費として、横断歩道橋設置費用を地権者である日本大学に補償するものでございます。

このようなことから、横断歩道橋を設置する方法か、または他の横断方法にするかは地権者である日本大学が決めることとなりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

次に、日本大学薬学部前を通る市道00-130号線の道路拡幅計画につきましては、沿線に坪井小学校、坪井中学校、日本大学等の教育施設が配置されており、東葉高速鉄道の船橋日大駅前にアクセスする市道58167号線が接続され、さらに都市再生機構において東葉高速鉄道の船橋日大前駅を中心に進められている坪井特定土地区画整理事業が坪井中学校北側で接道すること等、周辺の土地利用状況から判断し、ご承知のとおり、船橋東警察署前の市道00-131号線と交差する坪井入り口交差点から区画整理事業地前面までの約1,100メートル区間について、車両交通の円滑化及び歩行者の安全確保を図るため、拡幅整備を計画しております。

計画概要といたしましては、線形の修正、両側歩道の確保及び交差点の改良を行うべく検討し、千葉県公安委員会とも既に協議を行い、道路平面計画を作成したところでございます。

しかしながら、当道路整備は延長が約1,100メートルと長く、用地買収が伴い、沿線の方々のご理解とご協力が必要なこと、さらに相当の事業費がかかることから、区画整理事業地と接する坪井中学校前の道路線形が特に悪い、120メートル区間について平成16年度より拡幅整備に入ったところでございます。

引き続き、残る区間につきまして、事業化に向け、国庫補助事業としての可能性も含め県とも調整しているところでございますが、坪井入り口交差点部の詳細測量等の実施及び関係地権者の協力依頼を行うため、平成18年度に事業説明会を実施したいというふうに予定しておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

#### [経済部長登壇]

●経済部長（金子正雄） ナシの剪定枝問題についてお答えいたします。

ナシにつきましては、船橋の主要な農産物であり、後継者の定着率も高い経営部門の1つでございます。

現在のナシの生産者は143戸あり、栽培面積は185ヘクタールで、この面積から搬出される剪定枝の量は、11月から3月までに1,062トンほど発生いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市におきましては、屋外燃焼行為が禁止になりましたことから、剪定枝をナシ畑で燃焼することができなくなりました。

市といたしましては、この剪定枝を有効に利用するため、堆肥センターの事業化を各農業団体と打ち合わせ、検討してきましたが、需要等の課題や剪定枝堆肥を使用した場合の病害虫——モンパ病でございますけれども、そういった発生の危険性があるために、現段階では

堆肥センターの事業化は難しい状況でございます。

これらのナシ剪定枝の処理でございますが、適正燃焼やチップ化及び炭化等の再利用が考えられますが、果樹組合と十分協議し、当面の処理について検討してまいりたいと考えております。

なお、生産者に対する助成につきましても、あわせて検討させていただきたいと考えております。

また、千葉県におきまして、平成18年度から5カ年計画で炭化等のリサイクル研究や堆肥化のための病原菌研究を実施しますので、市といたしましても、今後、この成果を見ながら、船橋市に合った処理方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[市長公室長登壇]

●市長公室長（川崎秀夫） 防災行政無線は市内全域を網羅しているかのご質問に、ご答弁申し上げます。

防災行政無線につきましては、災害時の市民への情報伝達手段として、現在、市内165カ所に設置しておりますが、まだ市内での聴取困難な地域があるのが現状でございます。

防災行政無線1基の聴取可能範囲は、マストからおおむね300メートルを目途としておりますが、またそれも気象条件、市街地の高層ビル建設等によりましても聴取可能範囲は変わってくると考えております。

防災行政無線の聴取困難地域につきましては、先番議員にもお答えしましたが、その解消を図るべく、引き続き、18年度においても新設1カ所を含め、防災行政無線の整備を図りたいと思っております。

次に、どのような情報を、どのようなルートで流しているかのご質問にお答えいたします。

現在、大規模災害時などの非常時通信では、広報車など、あらゆる手段を用いて行いますが、その中でも、防災行政無線は住民避難の呼びかけ、その後の災害情報など、いち早く広域あるいは特定地域へ情報を伝えることだと考えております。

また、平時の普通通信としましては、毎日の正午、夕方の現在午後5時、夏場が6時のチャイムの放送、夏場の光化学スモッグの情報、選挙時の選挙啓発、火災予防週間の啓発、警察署の依頼による迷子等の放送が主なものでございます。

また、情報のルートですが、例えば今回の大雪の場合は、環境部クリーン推進課より、収集コースが市内広範囲にわたる大雪のためによるごみ収集の中止を流したいとの依頼に基づき、無線所管部長の承認の上、消防指令センター4階の無線室の遠隔制御装置から、各防災行政無線へ情報の発信を行ったところで。

なお、聞こえない、聞きづらいなどの対応として、放送内容を市のホームページの緊急情

報及びフリーダイヤルにて確認できるよう補完措置をしているところでもございます。

また、国民保護法との関連でございますが、国民保護法第47条第2項の規定で、警報の伝達等におきましてサイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに住民等に伝達するよう努めなければならないとしています。

次に、全市民に必ず聞いてもらいたい情報がある場合、町会内での連絡網等での対応は、市全体として何か取り組みを行っているかのご質問でございますが、現在、全市民の方々に緊急の情報伝達手段としては、事柄の重要度に応じ、防災行政無線による反復した情報伝達と広報車による広報活動が主なものになるのではないかと考えております。しかしながら、時間的に余裕がない情報とか、また、確実に市民の皆様伝えたい緊急情報とかは、あらゆる手段を講じる必要があると思います。

議員ご指摘の町会内での連絡網の活用は、所管課を通じ、自治連合協議会とで相談してまいります。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員　ご答弁ありがとうございました。

続きまして、男女共同参画についてお話をさせていただきます。

政府は、昨年12月末に、平成22年度末までを計画期間とする第2次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。その内容を見ますと、第1次と同様の部分もありますけれども、幾つかの注目すべき修正点もあります。そこで、修正点について幾つか拾い出してみますが、船橋市としては、こうした社会情勢の変化を受けて、この船橋市男女共同参画基本計画（fプラン）の見直しについて、どのように考えておられるか、お聞かせください。

まず、ジェンダーについて、旧計画では——これは平成12年度にできたものだったと思いますが、旧計画については、「社会的・文化的に形成された性別」と定義し、これに敏感な視点を定着させ、さまざまな慣習・慣行の見直しを進めることを目的として、広報・啓発活動を展開するとしています。

このことが社会的には大きな混乱を招き、社会的・文化的に形成された男女の差はすべて見直さなければならないという誤解によるのか、あるいは恣意的にかわりませんが、そうした風潮を生み出しました。そのことが以前取り上げた、この家庭科の教科書にも「女らしさや男らしさのイメージにとらわれることなく」とか、「ジェンダーのとらわれから自由になる必要がある」とかいう表現に——これはジェンダーフリーということなんでしようけれども、表現になってきたわけです。

新しい計画では、この19ページに「社会的性別（ジェンダー）の視点」という形で、社会的性別のみなっていますけれども、社会的性別の視点の定義について、「誤解の解消に努め、また恣意的運用、解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」というふう



に書き改められています。

また、注釈のところ、「社会的性別（ジェンダー）の視点」について解説をしています。「人間には、生まれつきの生物学的性別（SEX）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた男性像、女性像があり、このような男性、女性の別を社会的性別（ジェンダー）という。社会的性別は、それ自体にいい悪いの価値を含むものではなく」というふうになっています。

これまでの「ジェンダーは悪であり、ジェンダーから開放することが男女共同参画社会をつくることなのだ」とする、フェミニストの方たちの言ってきたことを明確に否定しています。そして、「社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある」としています。そして、同じ解説のところ、「ジェンダーフリー」という用語を使用して、「性差を否定したり、男らしさ・女らしさや、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと。また、家庭やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着がえ、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない」。そして、先ほどのところを1、今のところを2、この1、2について、「国は計画期間中に広く国民に周知徹底する」としています。

また、「生涯を通じた女性の健康支援」という項目では、旧計画にまず出てくる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの浸透」という言葉が出てくるわけですが、この言葉の定義も何もなく、旧計画には出てくるわけです。

こうした計画が実行されたのが、この教科書であります。（教科書を示す）この教科書の中では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を「妊娠や出産などの女性の身体の健康にかかわる事柄について、女性が自己決定権を行使することを認めようとする考え方」と定義して、「人工妊娠中絶も選択肢の1つであるという考え方が盛り込まれている」と教科書に書かれています。そこから、以前にも議会で申しあげましたように、若者たちの性の混乱とか墮胎天国日本に進んでいくんだと思うわけです。

今回の新しい計画では、性の自己決定権に関するような記述は削除されています。そして、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の注釈で、「我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法に規定されていることから、これらに反して中絶の自由を認めるものではない」と明確にしております。「女性の主体的な避妊のための知識の普及」という項目の施策についても、「安易な人工妊娠中絶を避けるため」という文言をあえて加えています。

また、新しい計画は、ここの91ページですが、これも、「母乳育児の普及」という項目を設けて、「母乳育児の推進に取り組む自治体の取り組み等の紹介などにより、母乳育児の普及に努める。また、母乳育児普及の調査を行う」と計画しています。

このことからわかるように、性の自己決定権という考え方に対してブレーキをかける一方、母性重視の考え方を強調しているというふうに考えられます。

また、旧計画では、「学校における性教育の充実」という項目を設けて、古い計画ですけれども、「みずから考え、判断する意思決定の能力を身につけ、望ましい行動をとれるようにする」として、性の自己決定権をうたっていたわけですがけれども、そのことが家庭科の教科書において、ここの中に書いてあるのは、「生まないことも選択肢の1つである」として、中絶を推進するような表現をさせたり、子供たちに避妊のノウハウを教える過激な性教育が全国に広がったのはご存知のとおりだと思います。

新しい計画においては、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育について、「極めて非常識」と明確に否定し、(予定時間終了5分前の合図)「学校における適切な性教育の推進」という項目を設けて、「学校において心のつながりや命の尊厳も重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していく。学校における性教育については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行き、行き過ぎた内容とならないよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、適切な性教育の内容や進め方等については、国において検討を進め、事例集を作成し、配布するなどの方法により、各教育委員会に周知を図る」と性教育のあり方を示しています。

ちなみに、昨年、文部科学省が行った調査によりますと、性教育の指導内容や教材について、学校・学年全体で決定せず、各教師に任せている学校が、小学校で35.1%、中学校で43.4%だったそうです。また、内容を保護者に知らせていないのは、小学校で10.1%、中学校で33.1%あったそうです。

船橋市の教育委員会が、このアンケート調査に対してどのような回答をし、また、現実どのような指導を行っているのかは、私はまだ現在調査しておりませんが、この新しい計画では、先ほどのようなこのような実態は是正されなければならないというふうにしてあります。

また、次のような記述も新たに加えられています。「学校教育においては、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。社会教育においては、家庭生活の大切さを認識させるような学習機会の提供に努める」として、家庭の尊重を強調しております。

以前にも申し上げましたように、教科書の中で離婚や夫婦別姓を推奨するような記述はもつてのほかと言わざるを得ません。ほかにも何点か指摘しておきたい点がありますけれども、1点だけ、計画の中で「男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置というのは、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、さまざまな人々の差異を無視して、一律平等に扱うという結果の平等までを求めるものではない」というふうに、この第2部の一番頭のところで書いてあります。こういう形で、これまで第1次計画で起こった混乱を改善しようと

しているというふうに見受けられます。

こうした以上の点を踏まえて、船橋市としては、先ほど申し上げましたfプランの見直しについてはどのようにお考えなのかどうか、お聞かせください。

以上で、質問を終わります。

[企画部長登壇]

●企画部長（三橋勝吾） 男女共同参画社会についてお答え申し上げます。

本市の男女共同参画基本計画、愛称fプランは、平成13年4月に、平成23年までの11年間計画として策定し、さまざまな事業を行っております。

議員からご発言もございましたように、昨年、国も新たに第2次の男女共同参画基本計画を公表いたしました。この中で、用語の見直しや新たな取り組みを必要とする分野などが数多く盛り込まれております。

また、千葉県では、先ごろ、仮称千葉県男女共同参画計画の骨子案を発表しておりますので、間もなく正式な計画が公表されることと思われまます。

このような中、本市の計画やfプランの中では、「今後の社会経済情勢の変化により、必要に応じ、見直しを図っていくものとする」としております。平成18年度は計画の中間年に当たりますこと。また、国・県などの動向や社会経済情勢にも変化が見られ、見直しを図ることが必要であると考えているところでございます。

このため、国・県の計画のほか、アンケートなどを通じて、市民の男女共同参画意識の傾向も参考にいたしまして、用語や内容の見直しを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

●斉藤守 了解です。